関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入数量
一 | ○・八トン
二 | ○トン
三 | 四トン
四 | 二七、四三○トン
五 | 一、二五四トン
六 | 五トン
七 | 一八トン
八 | 一トン
九 | 三八、六二一トン
一○ | 六、五二四トン
一一 | 四、二四一トン
一二 | 六八、二八九トン
一三 | 五、一七四、六四八トン
一四 | 一、一九三、七七一トン
一四の二 | 五六一、五七八トン
一五 | 五一三トン
一六 | 八、八七○トン
一七 | 一二四、六八一トン
一八 | 一四、五八一トン
一九 | 一、○三四トン
二○ | 五六六トン
二一 | 二三、九八○トン
二二 | 六○三トン
二三 | 四、八四二トン
二四 | 一八トン
二五 | ○トン
二六 | 四、九九四トン
二七 | 一三、四七一トン
二八 | 八・三トン
二九 | 四六一トン

○財務省告示第九十七号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第三項の規定に基づき、平成二十五年度の初日から平成二十六年二月二十八日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を次のように告示する。

平成二十六年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

平成二十五年度の初日から平成二十六年二月二十八日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　十九万四千四百二十四トン

二　冷凍牛肉　二十九万四千二百六十八トン

○財務省告示第九十八号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第七項の規定に基づき、平成二十五年度の初日から平成二十六年二月二十八日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を次のように告示する。

平成二十六年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

平成二十五年度の初日から平成二十六年二月二十八日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　豚肉等　六十万九千六百二十九トン

二　生きている豚及び豚肉等　六十万九千六百五十九トン

○国税庁告示第六号

特定非営利活動促進法施行令（平成二十三年政令第三百十九号）附則第四条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第三十九条の二十三第十項の規定に基づく公示された事項について変更があった旨の届出があったので、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十号）附則第九条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の十一の二第八項の規定に基づき、同条第三項に規定する認定特定非営利活動法人を公示する件（平成十三年国税庁告示第十号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月三十一日

国税庁長官　稲垣　光隆

別表特定非営利活動法人神奈川子ども未来ファンドの項中「青木　和雄」を「山崎美貴子」に改め、同表特定非営利活動法人環境リレーションズ研究所の項中「東京都千代田区神田錦町一丁目一四番地ウキガイビル」を「東京都千代田区神田錦町一丁目二七番四号」に改め、同表特定非営利活動法人自然環境復元協会の項中「双木小百合」を「加藤　正之」に改め、同表特定非営利活動法人市民セクターよこはまの項中「神奈川県横浜市中区住吉町二丁目二六番地」を「神奈川県横浜市中区太田町四丁目四九番地ＮＧＳ横濱馬車道ビル八○二号」に改め、同表特定非営利活動法人日本地雷処理を支援する会の項中「野中　光男」を「荒川龍一郎」に改め、同表特定非営利活動法人日本紛争予防センターの項中「堂ノ脇光朗」を「瀬谷ルミ子」に改める。

○文化庁告示第十五号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百七十二条第一項の規定により、次の表に掲げる重要文化財を管理すべき地方公共団体として目黒区を指定したので、同条第三項において準用する同法第三十二条の二第三項の規定に基づき告示する。

平成二十六年三月三十一日

文化庁長官　青柳　正規

名称	員数	指定告示	所有者	所有者の住所	所在の場所
旧前田家本邸和館渡廊下 | 四棟 | 平成二十五年八月七日文部科学省告示第百二十九号 | 国（財務省） | 東京都千代田区霞が関三丁目一番一号 | 東京都目黒区駒場四丁目八六一番
和館及び茶室待合 | | | | |
和館門及び塀 | 二九、一二八・九八平方メートル | | | |
宅地 | | | | |

○農林水産省告示第四百七十三号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第十七条第二項第四号及び第三十九条の二十六第二項第四号の規定に基づき、平成十六年九月三十日農林水産省告示第千七百七十九号（租税特別措置法施行令第十七条第二項第四号及び第三十九条の二十六第二項第四号の規定に基づき、農林水産大臣が認定する市場として認定した件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十六年三月三十一日

農林水産大臣　林　芳正

表全国開拓農業協同組合連合会人吉販売事業所の項中「六十二番地」を「六十三番地」に改める。

○農林水産省告示第四百七十四号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第十七条第三項及び第三十九条の二十六第三項の規定に基づき、平成十四年二月二十二日農林水産省告示第三百三十三号（租税特別措置法施行令第十七条第三項及び第三十九条の二十六第三項に定める農林水産大臣が指定する農業協同組合又は農業協同組合連合会を指定する等の件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十六年三月三十一日

農林水産大臣　林　芳正

表新潟県の項中

「中条町農業協同組合　黒川村農業協同組合」

を「胎内市農業協同組合」に改める。

○国土交通省告示第四百三号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十四項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する土地区画整理事業の事業計画の変更の認可をしたので、同条第十五項において準用する同条第十一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年三月三十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構

二　事業施行期間　平成十六年五月十八日から平成二十四年三月三十一日まで

三　施行地区　茨城県つくば市柴崎字稲荷前、字大堀及び字大日の全部、柴崎字山ノ崎、字不動下、字緑呂師及び字万観音の各一部、金田字天神台、字天神、字天神谷、字清水、字舘山、字舘後、字天神久保、字大堀、字西原、字中久保、字十三塚、字不動墓、字吹上、字諏訪脇、字長者塚、字二本松墓、字蛭子、字二本松本、字岡久保、字弥陀下、字岡道、字明神南、字明神久保、字中墓、字大名神、字明神西、字谷頭、字虫送り及び字遠原の全部、金田字天神下、字大坂、字観音後、字観音及び字八龍神の各一部、上野字東久保、字勢至下、字堂ノ前、字勢至前、字椿本、字古屋敷、字柵ノ内の全部、上野字大木、字定使、字石塔、字前谷津、字井戸向、字西久保、字天神、字後山、字前原、字陣場、字後田及び字成井の各一部、上境字庚塚前、字観音久保及び字滝ノ上の全部、上境字庚塚、字馬観音、字滝ノ墓、字岩ノ入、字作ノ内及び字池ノ上の各一部、東岡字中原、字田迎、字谷頭、字溝端、字向山、字下ノ町及び字番匠の全部、東岡字東岡、字西原、字北原、字海道端、字上中谷、字中畑、字作ノ久保、字並松、字東浦、字不動前、字アシタ、字阿弥陀、字六反田及び字但田の各一部、中根字陣場台及び字遠原の全部、中根字幕下、字毘沙門、字中谷津、字滝ノ墓及び字小谷津の各一部、横町字庚申塚、字中原、字小谷津、字中谷津及び字前原の全部、横町字幕下、字陣場墓、字陳場墓、字遠原及び字中谷の一部、栄字中原、字遠原、字中谷津及び字毘沙門の全部、栄字籏下及び字幕下の各一部